

学校法人大阪音楽大学 ハラスメント防止規程

制 定：2000年 5月25日

最近改定：2024年11月29日

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人大阪音楽大学就業規則第4条の2第2項、並びに大阪音楽大学（以下「大学」という。）学則第72条、大阪音楽大学短期大学部（以下「短大」という。）学則第67条に基づき、ハラスメントを防止するとともに、ハラスメントが生じた場合に被害者救済のための措置について定める。

(定義)

第 2 条 この規程において、ハラスメントとは、教育・研究及び学習並びに就労に関連して、行為者の意図にかかわらず、相手方に不利益や損害を与え、又は個人の尊厳若しくは人格を侵害する行為をいう。

2. 前項のハラスメントには、代表的な次のハラスメントを含むものとする。

(1) セクシュアル・ハラスメント
相手の望まない性的な言動であって次のいずれかに該当する行為をいう。
イ 性的な要求又は誘いかけ、その他性的な性質の言動を行うこと。
ロ 教育・研究及び学習並びに就労環境を悪化させるような性的な意味のある言動を行うこと。

(2) アカデミック・ハラスメント
教育活動又は研究活動上、指導的又は優越的な立場にある者が、その優位な立場や権限を利用し、又は逸脱して、その指導等を受ける者に対して行う次の行為をいう。
イ 教育活動又は研究活動上で、不当な言動又は指導を行うこと。
ロ 正当な理由なくして教育活動又は研究活動を阻害する言動を行うこと。

(3) パワー・ハラスメント
職務上優越的な立場にある者が、その優位な立場や権限を利用し、又は逸脱して、職務上従属的な立場にある者に対して行う次の行為をいう。
イ 就労意欲又は就労環境を不当に阻害する言動を行うこと。
ロ 正当な理由なくして昇任又は昇格を不当に妨害する言動を行うこと。
ハ 法令や規則等に反する行為又は職務遂行と関わりのない行為を指示・強制する言動を行うこと。

(ハラスメント防止責任者)

第 3 条 フリーランスを含む教職員（以下「教職員」という。）に対するハラスメントの防止責任者は理事長とする。

2. 教職員によるハラスメントの防止責任者は理事長とする。

3. 学生によるハラスメントの防止責任者は学長とする。

(ハラスメント相談員)

第 4 条 教職員・学生がハラスメントの被害を受けた場合、その相談と苦情を受け

付ける窓口担当者として、ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を配置する。

2. 相談員には、教職員からの相談・苦情を受け付ける教職員担当相談員と学生からの相談・苦情を受け付ける学生担当相談員を置く。
3. 教職員担当相談員には、次の推薦区分から推薦された者各1名又は2名を年度ごとに理事長が任命する。教職員担当相談員の総数は5名以上とし、同一推薦区分から2名を任命する場合には男女それぞれ1名とする。
 - (1) 理事会
 - (2) 合同教授会
 - (3) 事務局
 - (4) 教職員組合
4. 学生担当相談員には、次の推薦区分から推薦された者各1名又は2名を年度ごとに学長が任命する。学生担当相談員の総数は5名以上とし、同一推薦区分から2名を任命する場合には男女それぞれ1名とする。
 - (1) 大学教授会
 - (2) 短大教授会
 - (3) 大学院運営委員会
 - (4) 事務局

（相談員の告知）

- 第 5 条 理事長は、年度ごとに前条に定める教職員担当相談員の氏名及び連絡方法を教職員に対して告知することとする。
2. 学長は、年度ごとに前条に定める学生担当相談員の氏名及び連絡方法を学生に対して告知することとする。

（苦情相談の受理）

- 第 6 条 ハラスメントの被害を受けたと自分で判断した教職員は、教職員担当相談員にその事情を訴えることができる。
2. ハラスメントの被害を受けたと自分で判断した学生は、学生担当相談員にその事情を訴えることができる。

（調査委員会設置要請）

- 第 7 条 苦情相談を受けた相談員は、すみやかに相談員の合議によって調査の必要の有無を判断しなければならない。
2. 調査が必要であると結論した場合、相談員はその旨をハラスメントの防止責任者（以下、「防止責任者」という。）に報告し、防止責任者は第8条の定めにしたがって迅速に調査委員会を発足させる。
 3. 調査が必要でないと結論した場合、相談員はその結論と理由を被害を訴えた本人にすみやかに通知しなければならない。

（調査委員会の設置）

- 第 8 条 前条第2項に基づいて、調査委員会設置の要請があった場合、防止責任者は次の定めにしたがってすみやかに調査委員を任命し、調査委員会を発足させなければならない。教職員によるハラスメント事案の場合には理事長が、学生によるハラスメント事案の場合には学長が、調査委員会を設置する。
- (1) 調査委員の定数は5名以上とする。

- (2) 原則として相談員を調査委員に任命する。
- (3) 前号にかかわらず、相談員が被害者の訴えた件に直接関係すると判断される場合、又は当該相談員が調査の任に耐えないと判断される場合は、その相談員に代えて、同一推薦区分の別の役員・教職員を任命する。
- (4) 第2号にかかわらず、防止責任者が必要と認める場合、弁護士等の第三者を調査委員に含めることができる。

(調査委員会の運営)

第 9 条 調査委員会は互選により委員長1名をおく。調査委員会の決定は合議によるが、全委員の一致が得られない場合、委員長を除く委員の多数決により、賛否同数の場合は委員長の決裁による。

(調査委員会の報告)

- 第 10 条 調査委員会は、被害を訴えた本人をはじめその件に関係する者から事情を聴取し、事実関係を調査し、第2条及び関係法令に照らし合わせた報告書を作成し、防止責任者に報告しなければならない。
2. 本学教職員は、調査委員会の調査に協力しなければならない。本学学生においても同様とする。
 3. 調査委員会は、扱った訴えに関し第11条に定める防止責任者の措置が終了した時をもって解散する。

(防止責任者の措置)

- 第 11 条 調査委員会から報告書を受け取った理事長は、報告内容に基づき教職員に対し必要な措置を講じなければならない。ただし、学校法人大阪音楽大学賞罰規程第6条に規定する懲戒事由に相当する可能性があるとは判断した場合は、賞罰委員会の審議・決定を経て、理事長が措置を講ずる。
2. 調査委員会から報告書を受け取った学長は、報告内容に基づき学生に対し必要な措置を講じなければならない。ただし、大学学則第64条、大阪音楽大学大学院規則第39条又は短大学則第59条に定める懲戒事由に相当する可能性があるとは判断した場合は、それぞれの教授会、大学院運営委員会の審議を経て、学長が措置を講ずる。
 3. 防止責任者は訴えた本人に対し調査結果及び措置について報告しなければならない。

(予算の管理)

第 12 条 ハラスメント防止に係る予算は、経理・人事事務部門が管理する。

(プライバシーの保護)

第 13 条 相談員、調査委員、並びにその防止責任者は、訴えた本人をはじめ関係者のプライバシーを尊重しなければならない。調査に協力した教職員・学生も同様とする。

(不利益取り扱いの禁止)

第 14 条 ハラスメントに関する相談をしたこと、又は調査に協力したこと等を理由として、不利益な取り扱いを行ってはならない。

(改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、合同教授会の審議を経て、学長が統括し、理事長が行う。

附 則

この規程は、2000年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2014年3月19日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則（2016年11月4日）

この規程は2016年11月4日から施行する。

附 則（2017年2月9日）

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則（2018年6月22日）

この規程は、2018年6月22日から施行する。

附 則（2022年8月8日）

この規程は、2022年8月8日から施行する。

附 則（2024年2月19日）

この規程は、2024年4月1日から施行する。

附 則（2024年11月29日）

この規程は、2024年11月29日から施行し、2024年11月1日から適用する。